

大和市公告第57号

大和市障害福祉センター松風園条例（昭和52年大和市条例第10号）第7条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

令和6年8月1日

大和市長 古谷田 力

1 施設の概要

- (1) 名 称 大和市障害福祉センター松風園（以下「松風園」という。）
- (2) 位 置 大和市西鶴間二丁目24番1号
- (3) 事 業
 - ア 第1松風園 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターが行う事業
 - イ 第2松風園 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業

2 申込期間

令和6年8月1日（木）から同年9月19日（木）まで（午前8時30分から午後5時まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

3 申込場所

大和市健康福祉部障がい福祉課

4 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 申込みの資格

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）又はこれと同等の業務運営能力を有すると市長が認める法人その他の団体であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、募集要項に定める申込者資格の要件を満たすこと。

6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

- (1) 第1松風園に関する業務（児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターが行う事業）
- (2) 第2松風園に関する業務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う事業）
- (3) 松風園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、松風園の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

7 選定の基準

- (1) 社会福祉法人又はこれと同等の業務運営能力を有すると市長が認める法人その他の団体であること。
- (2) 利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (3) 松風園の効用を最大限に発揮することであること。
- (4) 松風園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 松風園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (6) その他市長が別に定める基準

8 その他

詳細は募集要項のとおり。